

岩手県新型インフルエンザ等対策専門委員会設置要綱

(目的)

第1 この要綱は、岩手県感染症対策委員会設置要綱第6の3に基づき、岩手県新型インフルエンザ等対策専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(設置)

第2 新型インフルエンザ等対策に係る本県の施策を総合的に推進するため、岩手県感染症対策委員会設置要綱第6の規定により、岩手県新型インフルエンザ等対策専門委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第3 委員会の所掌事項は、本県の新型インフルエンザ等対策の推進に関することについての審議等とする。

(組織)

第4 委員会は、委員6名をもって組織する。

2 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

(役員)

第5 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

(会議)

第6 会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要に応じて学識経験のある者及びその他委員長が必要と認めた者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第7 委員会の事務局は、保健福祉部医療政策室に置く。

(補足)

第8 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に際し、必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

1 この要綱は、平成18年7月21日から施行する。

2 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

3 この要綱は、平成22年7月23日から施行する。

4 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

5 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

新型インフルエンザ対策専門委員会 委員名簿

平成22年7月21日～平成24年7月20日

所 属	氏 名	備 考
岩手県医師会常任理事	和田 利彦	
岩手医科大学附属病院医療安全管理部感染症対策室長	櫻井 滋	
岩手県立中央病院統括副院長	武内 健一	
県央保健所健康推進課長	関 勇一	
環境保健研究センター保健科学部長	齋藤 幸一	
盛岡市保健所長	高橋 清実	